資料２

**新・草の根事業補助金について**

令和４年１１月



|  |
| --- |
| 本資料は、令和４年度現在の新・草の根事業補助金の計算の考え方などについてまとめたものです。市の補助金交付要綱などの改正により変更となる場合があります。ご不明の点があれば、酒田市社会福祉協議会地域福祉課地区担当・支部（代表２６－５７６５）までご連絡ください。 |

**１　補助金の目的などについて**

住民同士の支え合いを基本に、誰もが住み慣れた地域で安心して生活することができる｢福祉のまちづくり｣の実現を目指して、学区・地区社会福祉協議会(以下｢学区・地区社協｣)が実施する新・草の根事業に必要な経費を交付するものです。予算の範囲内において、前期（５月）と後期（１１月）に分けて交付します。

**２　補助金の原資について**

補助金は、毎年、市民の皆さまからご協力いただいている「社協会費（１世帯５００円）」と酒田市からの「補助金」（酒田市社会福祉協議会補助金）によって賄われています。市の補助要綱により、それぞれ1/2ずつの負担としています。

|  |
| --- |
| ３６学区・地区社協 |

|  |  |
| --- | --- |
| 社協会費1/2 | 酒田市補助金1/2 |

**３　補助金の計算の考え方について**

各学区・地区社協への補助金額は、市と市社協の予算決定の仕組みから、前年度までに決定します。そのため、実際には、補助を交付する前々年度の各学区・地区社協の事業実績などに応じて、計算され、決定されます。この「前々年度の各学区・地区社協の事業実績」は、例年４月末日までに提出いただく、「新・草の根事業　実施報告書」に基づいています。

例）令和４年度の補助金計算

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和２年度事業実績（事業実施報告） | **反映** | 令和３年度 |  | 令和４年度補助金額 |

　　＊１）コロナ禍で事情やむなく事業を中止した場合、その影響については考慮しています（後述）。

　　　２）事業実績の他、一部「前年度学区・地区の人口、年少人口」「前年度見守りネットワーク対象

者数」を計算基礎としています（後述）。

**４　補助金の内訳と計算のルールについて**

補助金は、新・草の根事業の６つの事業毎に計算され、次のようなルール・内訳となっています。（社会福祉法人酒田市社会福祉協議会新・草の根事業補助金交付要綱　別表より）

|  |  |
| --- | --- |
| １　事業区分 | ２　事業内容及び補助基準額 |
| （１）学区・地区社協運営事業 | 　地域福祉活動の実施主体である学区・地区社協の運営に要する事務費等諸経費。　補助金は、均等割、人口割及び年少人口割の合計額とする。　・均等割：50,000円　・人口割：人数×20円　・年少人口割：人数×100円　 |
| （２）見守りネットワーク支援事業 | 　一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯等の見守り支援活動として、対象者の台帳を作成し日常の見守りや災害時の支援協力を行う。　補助金は、見守りネットワーク対象者数で積算する。　・見守りネットワーク対象者×500円 |
| （３）合同研修事業 | 　自治会長、民生委員・児童委員、福祉協力員、学区・地区社協役員等の資質向上を図るために研修会等を開催する。　補助金は、年2回分を限度に1回当たりの参加者数で積算する。　・参加者20名以下　　　　　　　20,000円　・参加者21名以上40名以下　　　30,000円　・参加者41名以上60名以下　　　40,000円　・参加者61名以上　　　　　　　50,000円 |
| （４）ふれあい給食事業 | 　身体が虚弱な高齢者世帯、その他地域で孤立傾向にある者等に対し、地域住民との交流や見守りを目的に給食を提供する。　補助基準額は、給食材料費(配食用品、衛生用品代等を含み一食450円以上)に対して一食400円とする。ただし、主食、主菜、副菜を含まない給食（以下「補食給食」という。）については、給食材料費(配食用品、衛生用品代等を含み一食100円以上)に対して一食100円とする。　補助金は、給食または補食給食を合わせて年６回を限度に延べ食数で積算する。なお、給食と補食給食を同時に行った場合は給食のみ補助する。 |
| （５）地域あんしん　　　事業 | 　地域内の日常生活相談(適切な機関への橋渡しも含む。)に応ずるとともに協議会との連携を密にするために人員を配置する。　補助金は、人員配置に対する費用弁償とし、コミュニティ組織の役職員の兼務も認める。　補助基準額は1,500円/日とし、年24日(月2日程度)を限度とする。　・延べ日数×1,500円 |
| （６）地域交流　　　サロン事業 | 　高齢者の閉じこもり防止と心身の健康保持を目的に、集会施設等で交流事業を行う。　補助金は、一学区・地区社協定額とし、年間10回以上の事業実施を条件とする。　・一学区・地区社協　100,000円 |

**（１）学区・地区社協運営事業**

学区・地区社協統一の均等割50,000円と人口割、年少人口割（補助金の前年度）によって計算します。

例）A学区・地区【人口5,353人、年少人口（１５歳未満）405人】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **均等割****50,000円** | **人口割**5,353人×20円＝**107,060円** | **年少人口割**405人×100円＝**40,500円** |
| すべての学区・地区変わらない | 人口、年少人口の増減→補助金増減 |

**合計　197,560円**

**（２）見守りネットワーク支援事業**

見守りネットワーク対象者の人数（補助金の前年度）によって計算します**。**

例）A学区・地区【見守りネットワーク対象者数309人】

|  |
| --- |
| **見守りネットワーク対象者数**309人×500円＝**154,500円** |
| 見守りネットワーク対象数の増減→補助金増減 |

**（３）合同研修事業**

提出いただいた「実施報告書」に基づき、２回の合同研修事業の参加人数で計算しています。

３回以上、合同研修事業を行った場合は、参加人数が多い上位２回の参加人数で計算します。

例）A学区・地区【合同研修事業　１回目―61人、２回目―45人、３回目―55人】

|  |
| --- |
| **合同研修参加者数**50,000（61人）＋40,000（55人）＝**90,000円** |
| ２回目の参加者数（45人）は、計算に含まない |

＊コロナ禍の配慮について

　コロナ禍で合同研修事業を中止した場合、コロナ禍前（平成30年度）実績で計算します。

**（４）ふれあい給食事業**

提出いただいた「実施報告書」に基づき、６回のふれあい給食事業の配食数で計算します。７回以上、ふれあい給食事業を行った場合は、配食数が多い上位6回の配食数で計算します。なお、（通常の）給食と補食給食のいずれも行った場合は、単価の高い（通常の）給食数で計算します。

例）A学区・地区　【ふれあい給食事業　１回目―77食、２回目―78食、３回目―43食、

　　　　４回目―75食、5回目―75食、6回目―71食、7回目―70食、8回目―42食】

|  |
| --- |
| **配食数**（77食＋78食＋75食＋75食＋71食+70食）×400円＝**178,400円** |
| ３回目の配食数（４3食）と８回目の配食数（42食）は、計算に含まない |

＊コロナ禍の配慮について

コロナ禍でふれあい給食事業を中止した場合、コロナ禍前（平成30年度）実績で計算します。

**（５）地域あんしん事業**

提出いただいた「実施報告書」に基づき、地域あんしん事業の配置日数で計算します。年24日(月2日程度)を超え、25日以上、地域あんしん事業の配置を行った場合でも、24日（を限度）で計算します。

例）A学区・地区　【地域あんしん事業　月４日配置×12月＝48日配置】

|  |
| --- |
| **配置日数**24日×1,500円＝**36,000円** |
| 24日が限度 |

＊コロナ禍の配慮について

コロナ禍で地域あんしん事業を中止した場合、コロナ禍前（平成30年度）実績で計算します。

**（６）地域交流サロン事業**

提出いただいた「実施報告書」に基づき、年間10回以上の開催を条件に学区・地区社協統一で100,000円とします。

A学区・地区　【地域交流サロン事業　12回実施】

|  |
| --- |
| **開催回数10回以上****100,000円** |
| 11回以上行っても、変わらない |

＊コロナ禍の配慮について

コロナ禍で地域交流サロン事業を中止、10回を下回った場合でも、コロナ禍前（平成30年度）実績に基づき、100,000円とします。

**５　補助金の流用について**

要綱に基づき「各事業間の補助金は流用ができるもの」としています。「４　補助金の内訳と計算のルール」で計算された各事業の金額内訳に関わらず、補助金総額の範囲で各事業に支出することができます。

**６　コロナ禍での配慮について**

コロナ禍で事情やむなく事業を中止した場合、少なくとも令和４年度の補助金までは、市との協議により、コロナ禍前（平成30年度）実績に基づき、補助金の計算をしています。また、事業を中止した場合でも、「コロナ対応の衛生用品の購入」「コロナ対応に限らず、今後の事業実施に備えるための消耗品や備品購入」などに支出いただいて構いません。

**７　その他の補助金や助成金について**

赤い羽根共同募金の助成金をはじめとして、学区・地区社協が新たな、または、独自の事業や活動などを行うにあたって利用ができる補助金や助成金もあります。これまでも複数の学区・地区社協で活用をいただいております。ご検討の際は、酒田市社会福祉協議会地域福祉課地区担当・支部までご連絡ください。

**８　「学区・地区社協／新・草の根事業」であることの明示・広報のお願い**

「２　補助金の原資について」のとおり、「社協会費」と市からの「補助金」で賄われていることや多くの地域住民の皆さまから学区・地区社協についてご理解いただくため、各事業の実施の際には、チラシや次第などに『●●学区・地区社協（□□事業）』を記載いただくなど明示と広報にご協力をよろしくお願いします。

以上